

デイサービス グランモールさくら及川 運営規程
＜通所介護・介護予防通所介護＞

(事業目的)

第1条 社会福祉法人 聖和むつみ会が開設するグランモールさくら及川(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに動作の維持、回復を図るとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防通所介護の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス グランモールさくら及川
(2) 所在地 神奈川県厚木市及川字柳流 793 番

(職員の職種、員数、及び職務内)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	員数	職務内容
管理者	1名以上(常勤兼務)	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	1名以上(非常勤及び常勤兼務)	事業の利用の申込み及び相談業務を行う。
看護職員	1名以上(非常勤及び常勤兼務)	利用者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。
介護職員	2名以上(非常勤及び常勤兼務)	利用者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。
機能訓練指導員	1名以上(非常勤及び常勤兼務)	利用者に対して必要な機能訓練を行う。

事務職 1名以上（常勤兼務）事務一般業務を行う。

調理員 必要数（常勤兼務）利用者に提供する食事の調理を行う。

（平成31年4月1日 一部改正）

（令和4年6月1日 一部改正）

（令和8年6月1日 一部改正）

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。祝日は営業するものとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。但し、サービス提供時間は、午前10時00分から午後4時00分までとする。

（平成31年4月1日 一部改正 営業日変更）

（令和3年8月16日 一部改正 営業時間変更）

（定員）

第6条 事業所の通所介護（介護予防通所介護を含む）の定員は、1単位20名とする。

（令和4年6月1日改正）

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 状態の観察及びバイタルチェック
- (2) 入浴・清拭等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活上の世話
- (4) 機能訓練
- (5) レクリエーション
- (6) その他必要なサービスの提供

2 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

3 その他の費用として、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は、次のとおりとする。

(1) 食費 昼食代 700円 おやつ 50円 （令和5年4月1日 一部改正）

(2) その他

ア 行事食代 1回 500円 （季節に合わせた行事食の提供(昼食)

イ お好みの飲み物 お茶、水等のほかご希望により提供した場合 実費

ウ 個人用日用消耗品（希望者） 実費

ご希望により歯ブラシ1本 150円、紙おむつ1組 100円

- エ 趣味活動参加費(希望者) 実費
生け花、折り紙、習字、手芸等の材料費(ご希望により参加した場合)
- オ 時間外お預かりに係る費用 1時間1,000円
- キ 送迎に要する費用 通常の実施地域を超過した場合、超過1Km毎に12円
(平成31年4月1日 一部改正 ウ、カ変更)
(令和6年4月1日 一部改正 カ削除)
(令和8年6月1日 キの一部改正)

4 第2項から第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

厚木市全域、清川村の一部地域(煤ヶ谷)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動は行ってはならないものとする。

(緊急時における対処方法)

第10条 事業所は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師及び家族へ連絡するなどの必要な処置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、年2回避難・救出訓練を行うものとする。

(損害賠償)

第12条 事業所は、利用者に対する事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止等)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 虐待事例を確認した場合は、速やかに関係各所に通報し、再発措置を講じる

(令和8年6月1日(5)追記)

(サービス提供の記録)

第14条 事業所は、サービスを提供するごとに記録をし、その記録はサービス終了後5年間保存することとする。

- 2 利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第15条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (6) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (7) 継続研修 年1回以上
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する措置をとるものとする。
- 4 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。また、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 従業員の健康診断を年1回するものとする。
- 6 利用者からの苦情等に対応する窓口を以下の通り設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。また、利用者等から寄せられた苦情については、「苦情記録管理簿」を作成し、管理者および各担当者と協議し改善に努める。

<p>【事業者の窓口】 デイサービス館モルさくら及川 ・生活相談員・苦情解決受付者 ・苦情解決責任者・第三者委員</p>	<p>所在地 厚木市及川字柳流 793 電話番号 046-243-6230 ファックス番号 046-243-6231 受付時間 8:30～17:30 第三者委員 館内掲示</p>
<p>【市町村(保険者)の窓口】 厚木市 介護福祉課</p>	<p>所在地 厚木市中町 3-17-17 電話番号 046-225-2240 ファックス番号 046-224-4599 受付時間 8:30～17:15</p>

【市町村(保険者)の窓口】 清川村 保健福祉課	所在地 清川村煤ヶ谷 2216 電話番号 046-288-3861 受付時間 8:30~17:15
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 8:30~17:15

(令和4年6月1日 一部改正 6追記)

(地域との連携)

第16条 デイサービス グランモールさくら及川の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携・協力を図り、地域との交流に努めるものとする。

(委任)

第17条 この規定に定める事項のほか、事業運営に関する重要事項は、理事長が定めるものとする。

(改正)

第18条 この規程を改正又は、廃止するときは、社会福祉法人 聖和むつみ会 理事会の議決をもって改正及び廃止することができる。

附則 この規程は平成27年9月1日から施行する。

附則 この規程は平成27年12月1日から施行する。(第7条一部改正)

附則 この規程は平成29年7月1日から施行する。(第6条、第7条一部改正)

附則 この規程は平成31年4月1日から施行する。(第4条、第5条、第7条一部改正)

附則 この規定は令和3年8月16日から施行する。(第5条一部改正)

附則 この規定は令和4年6月1日から施行する。(第4, 6, 14条一部改正、第13条追加)

附則 この規定は令和5年4月1日から施行する。(第7条一部改正)

附則 この規定は令和6年4月1日から施行する。(第7条一部改正)

附則 この規定は令和8年6月1日から施行する。(第4、7、13条 一部改正)

デイサービス グランモールさくら及川 料金表 (通所介護 ・ 介護予防通所介護)

○ 事業所所在地 : 厚木市及川 (3級地) 地域単価 : 10.68円

通所介護費ご利用者負担額 (通常規模型通所介護費 ・ 6時間以上7時間未満)

参考 : ご利用者負担分の算出方法 介護報酬単価 × 地域単価 = A円

1割負担 : A円 - (A円×0.9 (1円未満切り捨て) = 利用者負担額

2割負担 : A円 - (A円×0.8 (1円未満切り捨て) = 利用者負担額

3割負担 : A円 - (A円×0.7 (1円未満切り捨て) = 利用者負担額

1 通所介護

《介護報酬単価》

ご利用者負担額	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護報酬単位	584	689	796	901	1008
1日あたり(1割負担)	624 円	736 円	851 円	963 円	1,077 円
1日あたり(2割負担)	1,248 円	1,472 円	1,701 円	1,925 円	2,153 円
1日あたり(3割負担)	1,872 円	2,208 円	2,551 円	2,887 円	3,230 円

《加算》

	ご利用者負担分 (単位)		【1割負担】	【2割負担】	【3割負担】
	単位数		1割負担	2割負担	3割負担
●個別機能訓練加算(I)イ	1日につき	56 単位	60 円	120 円	180 円
●個別機能訓練加算(I)ロ	1日につき	76 単位	82 円	163 円	244 円
●個別機能訓練加算(II)	1か月につき	20 単位	22 円	43 円	64 円
●科学的介護推進体制加算	1か月につき	40 単位	43 円	86 円	129 円
●中重度者ケア体制加算	1日につき	45 単位	48 円	96 円	144 円
●サービス提供体制強化加算I	1日につき	22 単位	24 円	47 円	71 円
▲入浴介助加算(I)	1日につき	40 単位	43 円	86 円	129 円

2 介護予防通所介護 (通所型サービス)

《介護報酬単価および加算》

	単位数		1割負担	2割負担	3割負担
	要支援1・事業対象者 (月5回未満) (月5回以上)	1日あたり 1月あたり	436 単位 1,798 単位	466 円 1,921 円	932 円 3,841 円
要支援2・事業対象者 (月9回未満) (月9回以上)	1日あたり 1月あたり	447 単位 1,798 単位	478 円 1,921 円	955 円 3,841 円	1,432 単位 5,761 単位
●科学的介護推進体制加算	1か月につき	40 単位	43 円	86 円	129 円
●サービス提供体制強化加算I	1か月につき	88 単位 176 単位	94 円 188 円	188 円 376 円	282 円 564 円

3 介護職員処遇改善加算 (通所介護/通所型サービス共通)

◎介護職員処遇改善加算(I)…介護報酬単位数 (基本+加算) × 地域単価 (10.68) × 9.2%

※ご利用者様負担額は、上記処遇改善加算額の1~3割

4 介護保険対象外

食費	昼食 700円	おやつ 50円
行事食	500円/回	・季節に合わせた昼食の提供
趣味活動参加費	実費(参加者のみ)	・手芸・お菓子作り等の材料費・外出の交通費※参加の事前確認あり
送迎に要する費用	通常の送迎対象地域を1km超過する毎に12円	
個人用日曜消耗品	実費	・リハビリパンツ/パッド/テープ式オムツ 各100円/枚